



平成 30 年 6 月 26 日

P T A 会員の皆様

東京都立西高等学校 P T A
会 長 樺島 榮一郎

西高 P T A 総合保険について

日頃より P T A 活動にご協力いただき、ありがとうございます。

本校 P T A では、学校教育下における生徒並びに P T A 活動における会員の皆様の怪我や事故に備えるために、**西高 P T A 総合保険**に加入しております。

この制度の概要は裏面をご参照ください。

会員の皆様には本制度の趣旨をご理解いただき、万が一の時にはご活用くださいますようお願い申し上げます。

記

補償期間 : 平成 30 年 7 月 1 日午後 4 時より 1 年間 (毎年更新)

掛 金 : 一人につき年額 337 円
P T A 会費から支払いますので、新たに集金することはありません。

補償内容 : 裏面または、保健室の資料をご参照ください。

★万が一の怪我・事故の際には

損保ジャパン日本興亜代理店

株式会社 A・F・P **042-398-3001**

受付時間 9:00~17:00 (月~金)

担当 : 大山様



PTA総合保険 (平成30年7月)

(保険期間：平成30年7月1日午後4時から平成31年7月1日午後4時まで)

■ P T A 団体傷害保険

補償種類	保険金額
死亡・後遺障害	155.2万円
入院保険金日額	1,540円
通院保険金日額	1,071円

※PTA団体傷害保険の保険料算出の基となる会員世帯数には教職員世帯を含みませんが、教職員世帯も被保険者（補償の対象）には含まれます。

※授業中・部活動中のケガは、学校で加入している日本スポーツ振興センター保険の対象となります。

保険金をお支払いする場合（一部抜粋）

被保険者が次に掲げる場合に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガに対して保険金をお支払いします。

- (1) 被保険者がPTA会員の所属するPTAの管理下においてPTA行事に参加している間。
- (2) 被保険者がPTA行事に参加するためPTAが指定する集合、解散場所と被保険者の自宅との通常の経路の往復中。

■ P T A 賠償責任保険

補償種類	保険金額	
PTA活動危険 (免責1事故1,000円)	身体 1名につき	5,000万円
	1事故につき	5,000万円
	財物 1事故につき	5,000万円
受託物危険 (免責1事故5,000円)	財物 加害会員1名につき	10万円
	保険期間中限度額	500万円
児童・生徒賠償危険 (免責1事故1,000円)	対人 1事故につき	1億円
	対物 1事故につき	1億円

保険金をお支払いする場合（一部抜粋）

- (1) P T A 管理者に対する賠償責任

P T A 活動遂行中に発生した事故につき、被保険者が法律上の賠償責任を負担する場合に、保険金が支払われます。

- (2) 児童、生徒などに対する賠償責任（P T A 活動中以外も対象です）

P T A の児童、生徒が他人の身体に障害を与え、または他人の財物を損壊し、被保険者が法律上の賠償責任を負担する場合に、保険金が支払われます。

(児童・生徒賠償危険)

< 事故例 >

- ・ P T A の児童が誤って他人の自動車にキズをつけてしまい、監督上の責任を問われた。